

# 就 労 証 明 書

証明者記入欄(自営業や農業等に従事している方で、民生委員の証明が必要な方は、ご本人が記入してください。)

業種						
ふりがな						
就労者氏名						
就労者住所						
雇用(予定)・就労期間	年 月 日 採用 ・ 採用予定 ・ 事業開始 (いずれかに○)					
勤務先名称						
勤務先住所						
雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他( )					
就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日					合計時間: 時間 分/週 (休憩時間含む)
	平日	時	分	～	時	分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
就労時間 (変則就労の場合)	月間: 時間 分 (休憩時間含む)					
就労実績	年 月	年 月	年 月	/		
	日/月	日/月	日/月			
産前・産後休業取得	年 月 日 ～ 年 月 日					
育児休業の取得 (予定期間)	取得期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	短縮可能時期	年 月 日	延長可能時期	年 月 日		
備考欄						

上記の内容について、事実と相違ないことを証明します。

証明日 年 月 日

磐田市福祉事務所長 様

事業所名  
(民生委員の方は担当地区名)

代表者名  
(氏 名)

印

所在地  
(住 所)

担当部局  
担当者名

連絡先

※記載にあたり、裏面の記入上の注意をお読みください。  
 ※内容等について勤務先等に問合せをすることもありますのでご了承ください。  
 ※証明内容について事実と異なる場合は、入園(在園)ができません。

保護者記入欄

児童名	生年月日 年 月 日	園 <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 申込(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	園 <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 申込(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	園 <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 申込(第一希望)

## 〔記入上の注意〕

### 提出の目的等

- この証明書は、認可保育園等への入園を希望されている（在園されている）保護者の方（父、母、祖父、祖母）が、就労により家庭でお子さまを保育できないことを証明する書類です。この目的以外には使用しません。
- 保育園等への入園には、1か月64時間以上の就労が必要です。

### 証明書を記入していただく企業の担当者へ

- 証明される方は、必ずしも雇用主でなくても結構です。（所長、人事担当者等）
- 派遣社員の場合は、派遣先の会社が実際の就業時間等を証明してください。
- 固定就労の場合の就労時間については、休憩時間を含めた1日の就労時間及び1週間当たりの就労時間を記入してください。
- 変則就労の場合の就労時間については、休憩時間を含めた1か月当たりの就労時間を記入してください。
- 過去3か月分の1か月当たりの就労日数を記入してください。3か月以上の就労実績がない場合は、実績がある月について記入した上で、今後の就労見込みを記入してください。
- 育児休業を取得されている場合は、育児休業取得期間の欄を必ずご記入ください。仕事復帰をする日の属する月の1日からの入園が可能です。
- 保育園等の利用が可能となった際に育児休業を短縮することができる場合には、短縮可能期間の欄に復職可能な年月日を記入してください。また、入園でき次第復職する場合は、備考欄に「入園でき次第、復職」と記入してください。
- 育児休業を延長することが出来る場合には、延長可能期間の欄に育児休業延長可能年月日を記入してください。
- 育児休業明けなどで就労時間を短縮される予定の方は、備考欄に短縮後の勤務時間も記入してください。

### 民生委員の皆さんへ

- 自営業の方（株式会社、有限会社は除く）の勤務等について、実態と相違ないことを確認していただき、民生委員の方の担当地区名、氏名、ご住所、電話番号を記入し、押印してください。

### 保護者の皆さんへ

- 就労予定で証明を提出された場合は、実際の就労日以降1か月以内に、再度就労証明書を提出してください。
- 勤務先、勤務時間等が変更になった場合は、1か月以内に再度就労証明書を提出してください。

連絡先	磐田市幼稚園保育園課 運営支援グループ 0538-37-2754
	各支所市民生活課市民福祉グループ
	福田支所 0538-58-2374      竜洋支所 0538-66-9109
	豊田支所 0538-36-3155      豊岡支所 0539-63-0037